

犯罪被害者やその家族の人権

犯罪被害にあった人やその家族の中には、犯罪による直接的な被害だけでなく、周囲の心ないうわさや中傷による精神的な被害(二次的被害)により、長期間にわたり苦しめられている人がいます。被害者等が再び平穏な生活が送れるようになるためには、周囲の理解や配慮が必要です。被害者等の落ち度を責めたり、他の被害と比べたりせずに気持ちに寄り添った行動が求められます。

相談先

- 入間市役所 市民安全課 ☎04-2964-1111 (内線3355・3356) 月～金 8:30～17:15
- 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター ☎0120-735-001 月～金 8:30～17:15
- アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害相談) #8891 ※一部IP電話接続不可 24時間 無休
- 性犯罪被害相談電話(ハートさん) #8103 ※一部IP電話接続不可 24時間 無休

性的マイノリティに対する偏見や差別

戸籍上の性とこころの性(性自認)が一致していないことや、恋愛の対象(性的指向)が同性や両方に向いていることなどに対する偏見や差別に苦しんでいる人がいます。性自認や性的指向は、自分の意志で変えたり選んだりできるものではありません。性のあり方にも個性があることを正しく理解し、偏見をなくしていくことが大切です。本人の同意なく「性のあり方」を第三者に暴露するアウティングは、決して行ってはならない人権を侵害する行為です。

相談先

- 入間市男女共同参画推進センター ☎04-2964-2545 月～金 8:30～17:15
- にじいろ県民相談 ☎0570-022-282(ナビダイヤル) 毎週土 18:00～21:30
(相談時間は22:00まで)(年末年始を除く)

LINE ▶



アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、北海道を中心とした地域に古くから住み、固有の言語や独自の文化を築き上げてきた少数民族です。近代以降の国の政策によって、独自の言葉や文化が禁止されたとともに、いわれのない多くの差別を受けてきました。多様な民族・文化に理解を深め、尊重し合う社会の構築が必要です。

災害に伴う人権問題

大きな災害が発生すると、多くの人が避難生活を余儀なくされます。平常時とは異なる生活を強いられる避難所においては、プライバシーの侵害や女性や高齢者、障害者などに対する配慮が行き届かないなどの問題が発生します。災害時には、不確かな情報に惑わされない冷静さと相手の立場に立って考える姿勢を忘れないことが大切です。

HIV感染者・ハンセン病患者等の人権

病状や感染経路の偏見や知識不足から、患者やその家族が差別を受けたりプライバシーが侵害されたりする問題が発生しています。ハンセン病はもともと伝染力の弱い感染症で、現在では完治可能です。エイズの原因であるHIVウイルスも感染力は非常に弱く、家庭や学校、職場などの日常生活では感染しません。感染症に対する正しい知識や理解を深め冷静に行動することが大切です。

北朝鮮当局による拉致問題

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が拉致されました。今なお、自由を奪われ救出を待っています。拉致問題を風化させることなく、関心と認識を深めていくことが問題解決に向けた大きな力となります。

様々な人権問題

他にも、刑を終えて出所した人の人権、ホームレスに対する偏見や差別、ケアラー・ヤングケアラー、依存症、ひきこもりに関する人権問題も発生しています。

※相談日は、特記がないものは原則、祝日・年末年始を除きます。

～みんなの人権～

こころのふれあい



人権は、誰もが生まれながらに持っている、自分らしく幸せに生きていくための大切な権利です。しかし、残念なことに差別や偏見、虐待など、さまざまな人権問題が依然として発生しています。差別や偏見をなくすためには、私たち一人ひとりが人権問題を正しく理解し、人権尊重の意識を高めることが大切です。本紙では、様々な人権について説明するとともに、相談窓口についても紹介しています。人権が尊重される温かい地域社会をみんなで築いていきましょう。

入間市市民生活部人権推進課

入間市豊岡4-2-2
☎04-2964-2536

女性の権利

人々の意識や習慣の中には、女性に対する偏見や固定的な役割分担意識がいまだに根強く残っていて、男女差別を生む要因になっています。夫やパートナーからの暴力(DV)、セクシュアルハラスメント、性犯罪、ストーカー行為など女性の権利を侵害する行為も発生しています。性別による差別的な扱いをなくしていくためには、家庭、教育、企業などあらゆる分野で女性の権利を尊重していくことが求められます。

DV(ドメスティックバイオレンス):夫やパートナーなど親密な関係で行われる暴力のことで、身体的暴力だけでなく精神的・経済的暴力なども含まれます。交際相手からの暴力をデートDVといいます。スマホを勝手に見る、デート代を無理やり出させるなどもデートDVにあたります。

相談先

- 入間市男女共同参画推進センター ☎04-2964-2536 月～金 8:30～17:15
- With Youさいたま(埼玉県男女共同参画推進センター) ☎048-600-3700 (DV相談)
☎048-600-3800 (様々な相談)
月～水 金 土 9:30～20:30 日・祝 9:30～17:00 (年末年始・臨時休館日を除く)
- 女性の権利ホットライン ☎0570-070-810 (ナビダイヤル) ※IP電話接続不可 月～金 8:30～17:15
- DV相談+ (プラス) ☎0120-279-889 電話・メール 24時間 チャット相談 12:00～22:00

子どもの権利

児童虐待や体罰、いじめなどは子どもの権利を著しく侵害する行為であり、時として尊い生命を奪うこともある重大な権利問題です。また、心ない大人たちによる児童買春や児童ポルノなどの事件も発生しています。子どもの権利と生命を守っていくのは大人の責務です。子どもの意見が尊重され、一人の人間として必要な権利が保障される社会の構築に努めなければなりません。

児童虐待:保護者が「しつけ」と思っている、子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは「虐待」です。子どものSOSを見逃さずに、虐待が疑われたときは通告(連絡)することが義務づけられています。

相談先

- 入間市役所 子ども家庭センター ☎04-2964-1111 (内線2355～2359)
子ども家庭相談については 月～金 9:00～16:00
- 入間市健康福祉センター 地域保健課 ☎04-2966-5513 月～土 8:30～17:15
- 所沢児童相談所 ☎04-2992-4152 月～金 8:30～18:15
- 児童虐待対応ダイヤル ☎189 (イチハヤク) ※一部IP電話接続不可 24時間 年中無休
※最寄りの児童相談所につながります
- 入間市教育センター ☎04-2964-7830 月～金 9:00～16:00

高齢者の権利

地域社会や家族関係が大きく変容する中、高齢者の孤立や虐待が大きな問題となっています。虐待には、介護者による身体的・心理的虐待、財産搾取や介護放棄などがあり、介護者の負担感やストレスが要因となることも多く、高齢者・介護者双方への支援が必要となっています。

虐待の防止・早期発見のためには、地域全体で高齢者やその家族を見守っていくことが大きな力となります。高齢者が住み慣れたまちで、生きがいを持ち、安心して暮らせる環境が望まれます。

相談先

- 入間市役所 高齢者支援課 ☎04-2964-1111 (内線1341・1342・1343) 月～金 8:30～17:15
- 豊岡東地域包括支援センター ☎04-2960-1050
- 豊岡西地域包括支援センター ☎04-2960-5010
- 豊岡北地域包括支援センター ☎04-2901-2501
- 東金子地区地域包括支援センター ☎04-2960-6322
- 金子地区地域包括支援センター ☎04-2935-7543
- 宮寺・二本木地区地域包括支援センター ☎04-2935-0082
- 藤沢地域包括支援センター ☎04-2960-6307
- 東藤沢地域包括支援センター ☎04-2901-7025
- 西武地区地域包括支援センター ☎04-2931-3311
- ※各地域包括支援センター 月～土 8:30～17:15



障害者の権利

障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が努力義務から義務になりました。

障害者が日常生活を営むうえで、施設の段差などの障壁(物理的なバリア)だけではなく、障害への無理解から生じる偏見や差別(心のバリア)、生活や就職に関する障壁(制度のバリア)など様々なバリアが存在します。また、障害者に対する暴力・虐待が発生しており、大きな社会問題となっています。障害の有無に関わらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合っていくためには様々なバリアをなくしていく必要があります。

相談先

- 入間市役所 障害者支援課 ☎04-2964-1111 月～金 8:30～17:15
- 入間市障害者相談支援センターりぼん ☎04-2901-7088 月～金 8:30～17:15
- 埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター ☎048-822-1297 月～金 9:00～17:00

同和問題

同和問題は、日本の歴史的過程で形づくられた身分差別に由来するもので、今なお続く我が国固有の権利問題です。同和地区出身という理由だけで、就職や結婚において差別される事象が発生しています。また、近年インターネット上で、特定の地域を同和地区として掲載するなどの悪質な行為も発生しています。私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解し、差別を許さないという強い意思をもって行動していくことが大切です。

相談先

- 入間市役所 人権推進課 ☎04-2964-2536 月～金 8:30～17:15
- さいたま地方法務局所沢支局 ☎04-2992-2677 月～金 8:30～17:15



外国人の権利

日本で暮らす外国人が増え、人種や言語、宗教、習慣などの違いからくる偏見や誤解に苦しんでいる外国人がいます。外国人というだけで、アパートへの入居を断られたり、就職や職場で不利な扱いを受けたりといった差別が起きています。国籍、人種、宗教などによる偏見・差別をなくし、外国の文化や多様性を受け入れることが国際社会の一員として望まれます。

相談先 外国語で話すことができます。

- 入間市 外国人相談窓口 ☎04-2964-1111 (内線2146・2147)
英語:毎週火・第2・4金(金は要予約) スペイン語:毎週水 中国語:毎月第1木
いずれも9:00～12:00
- 埼玉県国際交流協会「外国人総合相談センター埼玉」
☎048-833-3296 月～金 9:00～16:00
- 法務省「外国語人権相談ダイヤル」 ☎0570-090911 (ナビダイヤル) 月～金 9:00～17:00

インターネットによる権利侵害

インターネットやSNSの匿名性を悪用して、個人を誹謗中傷したり、差別的な書き込みをするなどの権利侵害が発生しています。いったんネット上に広まった情報を完全に消すことは容易ではありません。最近では、子どもがSNSの利用により、犯罪に巻き込まれる事件も増加しています。インターネットの危険性を十分に認識し、被害者にも加害者にもならないよう正しく利用することが大切です。

相談先

- さいたま地方法務局所沢支局 ☎04-2992-2677 月～金 8:30～17:15
- インターネット・ホットラインセンター URL <https://www.internethotline.jp>

